令和6年度地域農業相談員業務に係る提案書の募集

(福岡県 全域)

令和6年2月20日 株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

1 募集内容

(1) 件名

令和6年度地域農業相談員業務

(2) 目的及び概要等

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部(以下「公庫」という。)においては、担い手農業者の育成・確保を旨とした農業経営基盤強化資金等の普及及び融資先の経営改善支援の強化を図ることを主な目的として、地域農業相談員を配置している。本件は、農業者への農業経営に関するアドバイスについて、実務経験に裏付けされた農業分野への幅広い知見をもつ者に地域農業相談員業務(以下「本件業務」という。)を委託することを目的としている。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、公庫が受託者に対し、令和6年12月31日までに書面により別段の意思表示をしないときは、本契約は令和7年4月1日を起算日としてさらに1年間延長されるものとする。

なお、本契約が延長された場合、別添 地域農業相談員業務仕様書に定める訪問件数、委嘱地域、月間稼働日数及び月間訪問件数については、公庫と受託者の協議の上、令和7年4月1日までに定めるものとする。

2 応募要件

- (1) 次の各項に該当しない者であること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者 ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以 内の期間を経過しない者
 - (イ)契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ)公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため に連合したとき。
 - (ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (二) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (ホ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (へ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽 の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (ト) この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の 締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (2) 個人情報等管理体制が確立されていること。
- (3) 顧客サポート等管理体制(顧客からの苦情等に係る対応体制)が確立されていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5)参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者であること。
- (6) 次の要件に適合する者であること。

なお、申請者が法人の場合は、申請書に氏名を記載した本件業務に従事する代表者が次のイ~ニまでの全ての要件を満たす必要がある。

- イ 次のいずれかの農業・金融分野に関する資格・学歴等を有する者
 - (イ) 普及指導員資格
 - (ロ) 本件業務を遂行するために有効な農業分野に関する資格・学歴等
- ロ 次の(イ)から(ハ)まで全ての経験を有する者
 - (イ) 金融機関における勤務経験を15年以上有する者
 - (ロ) 農業者への農業経営に関するアドバイスを行った実務経験を有する者
 - (ハ) 別添 地域農業相談員業務仕様書に定める巡回対象機関との連携実績を有する者
- ハ 公庫業務に精通していること。
- 二 年間 500 件以上を巡回できる工数を確保していること(月間稼働日数及び月間巡回件数については公庫支店と調整を行う。)。
- (7)参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則 に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (8) その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

3 応募申込

応募希望者は、<u>令和6年3月8日(金)15時00分まで</u>に、項番4に示す提出書類を項番6の申込先 へ項番7の提出方法にて提出すること。

4 提出書類

	書類	様式
1	参加申込書	別紙 1
2	個人情報等管理体制確認書	別紙 2
3	顧客サポート等管理体制図	別紙3
4	誓約書	別紙4
5	適合証明書	別紙 5
6	見積書(見積金額の範囲は契約を履行するために必要となる一切の諸費用を	
	含めるものとする。なお、契約の上限は、2,444,400円(税抜)【月額203,700	任意様式
	円 (税抜) ×12 か月】とする。	

5 契約について

7

参加資格の審査の結果、契約資格を有する者として選定された場合は、受託者として当公庫と別添 2の契約書(案)にて契約を締結するものとする。

6 申込・問合せ先

T100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担当: 西海 明広

電話: 03-3270-1552 FAX: 03-3270-1411

7 提出方法

原則として、簡易書留郵便により、申込期限必着で郵送すること。

なお、やむを得ない事情等により、持参する場合は、項番6における「公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の参加申込申請書等を持参した旨を伝えること。また、持参した場合であっても、受領時に提出書類の確認は行わないため、提出書類に不備が無いよう留意すること。

8 選定方法

- (1)提案書に基づく書面審査及び面接試験を行い、評価基準書(別紙7)に基づき算出した合計得点が 高い者(1者)を選定する。
- (2) 面接試験の場所は、公庫福岡支店(※) とする。

※住所等は公庫のHP【https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html】を参照のこと。

- (3) 面接試験の日程については、提出書類受領後、別途連絡の上調整する。
- (4) 選定結果については、選定後、採否に関わらず速やかに各参加者に通知する。
- (5) 選定された参加者は、当公庫と契約を締結するものとする。

9 その他

- (1) 本件募集に参加するにあたっての費用(提案書作成に要する費用等)は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、これらの書類は本件募集に係る選定目的以外には使用しない。
 - (3) 提案内容は非公開とする。
 - (4) 本件募集に必要な参加資格を満たしていない者が提出した提案書は無効とする。
 - (5)「参加申込書」及び「提案書」に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とする。
 - (6) 参加者等は、参加手続を通じて知り得た当公庫に関する一切の情報を第三者に漏らし、または自ら利用してはならないものとする。
 - (7) 参加者は、情報管理の取扱いについて、適切な管理体制を整備するものとする。
- (8) 本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とする。

「令和6年度地域農業相談員業務に係る提案書の募集 (福岡県 全域)」参加申込書

株式会社日本政策金融公庫 管財部長 金子 崇 殿

> 郵 便 番 号 住 所 商号又は名称 代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和6年2月20日付で公告した「令和6年度地域農業相談員業務に係る提案書の募集(福岡県 全域)」への参加を希望します。また、申込に当たり、募集要領の「2 応募要件」記載の次の項目に該当しないことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

○連絡・送付先

	(〒 -)	
住所	都道府県		
	(フリガナ)		
氏名			
電話番号			
メールアドレス		@	
		Ü	

個人情報等管理体制確認書

項目	内容
会社の概要	会社名: 代表者氏名: 従業員数: 所在地: 概要: (1) 沿革: (2) 資本金: (3) 事業内容: (4) その他:
受託業務の担当人員等	
個人情報及び顧客情報(以下「個人情報等」 という。) の安全管理に係る基本方針が整 備されていること。	
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定 が整備されていること。	
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査 に係る規定が整備されていること。	
再委託 (子会社 (会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。) に対する再委託を含み、再々委託以降の委託を含む。) に係る規定が整備されていること。	
取締役、執行役その他の業務執行に責任を 有する者が個人情報等の管理の責任者で あること。	【個人情報等の管理の責任者:
従業員と個人情報等の非開示契約がなさ れていること。	
個人情報等の漏えいが生じていないこと 又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実 施し、再発のおそれがないと認められるこ と。	
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

	代表者印
	1\

個人情報等管理体制確認書 (記載例)

項目		内容		
会社の概要	会社名	株式会社〇〇〇〇		
	代表者氏名	00 00		
	従業員数	○○名		
	所在地	東京都〇〇区〇〇町1-2-3		
	概要			
	(1) 沿革	昭和○年○月創業		
	(2) 資本金			
	(3) 事業内容	情報通信業		
	(4) その他	プライバシーマーク認証番号 ○○○○		
受託業務の担当人員等	担当部署 金融担	当第○部 担当人員 5人		
個人情報及び顧客情報(以下「個人情報等」 という。)の安全管理に係る基本方針が整備	個人情報の保護に	関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全		
されていること。	管理規定に従って作	個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。		
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が	個人情報等の取扱	者を指定し、指定された者以外は個人情報等を取扱えないことを		
整備されていること。	規定しています。また、個人情報等データベースのアクセス及び特ち出しを制限す			
TEVIL CAUCA SCC.	ることを規定してい	ハます。		
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に	担当部の部長が、個	固人情報等の取扱状況について年1回点検すること、監査委員会		
係る規定が整備されていること。	を設置し、監査委	員長が年1回監査することを規定しています。		
再委託 (子会社 (会社法第2条第3号に規定	個人情報等の取扱い	いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準		
する子会社をいう。)に対する再委託を含	に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定していま			
み、再々委託以降の委託を含む。)に係る規 定が整備されていること。	す。			
取締役、執行役その他の業務執行に責任を				
有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理	理の責任者: 代表取締役 ○○ ○○】		
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	全従業員及び派遣	職員から情報の非開示に係る誓約書を受けています。		
	令和〇年〇月〇日、	、当社従業員が出張中に、顧客情報○○件を含むデータを収録し		
	た可搬性記録媒体	(USBメモリ) の盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生		
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施	じました。			
し、再発のおそれがないと認められること。	事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。			
	(1) • • • •			
	(2) • • •			
その他、経営の健全性の確保のために実施		るために従業員への教育及び訓練を計画的に行っています。		
していること。		、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すこ		
	とにしています。			

上記のとおり相違ありません。

令和○○年○○月○○日

 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役
 〇〇
 〇〇
 代表者印

【個人情報及び顧客情報を取り扱う業務の受託条件】

- ・個人情報及び顧客情報(以下「個人情報等」という。)の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。
- ・個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- 公庫の承諾なく、取得情報を複写し、複製し、又は所定の場所から搬出してはならない。
- 取得情報は、施錠可能な場所に保管し、所定の担当者以外によるアクセスが不能とする(電磁的記録についても同じ。)等、適切に管理する。
- ・再委託に係る規定が整備されていること。
- ・取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。
- ・従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。
- ■・個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがな■ いと認められること。
- ・経営の健全性が認められること。

顧客サポート等管理体制図

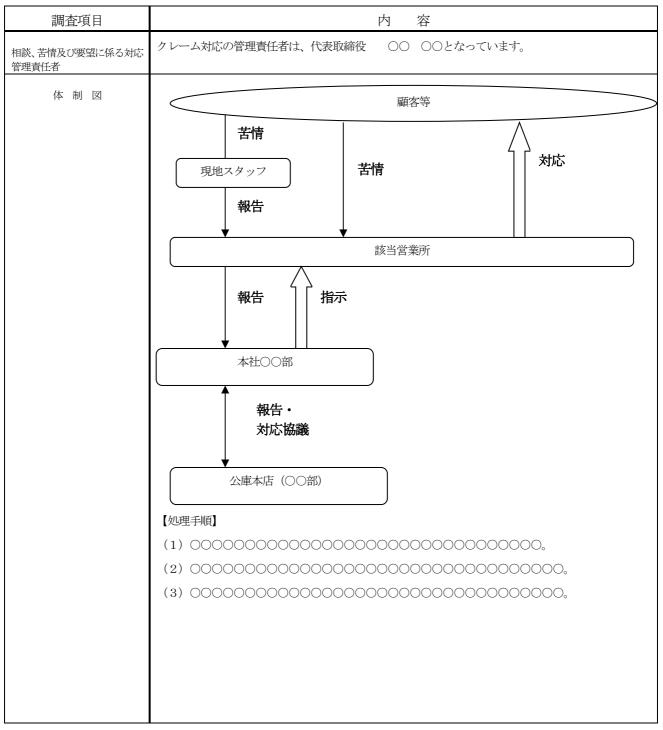
調査項目	内 容
相談、苦情及び要望に係る対	
応管理責任者	
体 制 図	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

代表者印

顧客サポート等管理体制図(記載例)



上記のとおり相違ありません。

令和XX年X月XX日 株式会社 ○○○○ <u>代表取締役 ○○ ○○</u> <u>代表</u>和

株式会社日本政策金融公庫管財部長 金子 崇 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

代表者印

誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「令和6年度地域農業相談員業務に係る提案書の募集(福岡県 全域)」(令和6年2月20日付け公告)に関し、「2 参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
- (2)公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - へ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の 事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上

適合証明書

株式会社日本政策金融公庫 管財部長 金子 崇 殿

住所

商号又は名称

氏名

印

参加者の資格について、以下のとおり適合する	ることを証明いたします。
参加者の資格	合否判定の根拠となる事由(注)
次のいずれかの農業・金融分野に関する資格・学歴 等を有する者 イ 普及指導員資格 ロ 本件業務を遂行するために有効な農業分野に関す る資格・学歴等	【該当の有無、資格・学歴・経験を記載すること。】 有・無 【資格・学歴・経験】 ※公的資格については、資格証の写しを添付する。 ※法人での申請の場合、上記に加え、次の①及び②の書類をご提出ください。 ①事業内容がわかるもの(本事業の履行が可能であると判断できる情報が掲載されている定款、パンフレット、ホー
金融機関における勤務経験を 15 年以上有する者	ムページ等を出力したもの等) ②業務実施体制図 (人員、手順等の実施体制や役割分担を記載したもの) 【勤務経験の有無、勤務先、年数を記載すること。】 有・無 勤務先
農業者への農業経営に関するアドバイスを行った実 務経験	年数 【実務経験の有無、内容を記載すること。】 有 ・ 無 内容
巡回対象機関との連携実績を有する者	【経験の有無、内容を記載すること。】 有 ・ 無 内容
公庫業務に精通していること。	【精通していると判断する根拠を記載すること。】
年間 500 件以上を巡回できる工数を確保していること (月間稼働日数及び月間巡回件数については公庫支店 と調整を行う。)。	【確保しているか否かを記載すること。】 可・ 否

(注) 書ききれない場合は、別紙とすることで差し支えない。また、公庫が必要に応じて、追加で資料の 提出を求めることがある。

適合証明書(記載例)

株式会社日本政策金融公庫 管財部長 金子 崇 殿

住所

商号又は名称

氏名

印

参加者の資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加者の資格について、以下のとおり適合する	<u>ることを配めてたします。</u>
参加者の資格	合否判定の根拠となる事由 (注)
次のいずれかの農業・金融分野に関する資格・学歴 等を有する者 イ 普及指導員資格 ロ 本件業務を遂行するために有効な農業分野に関す る資格・学歴等	【該当の有無、資格・学歴・経験を記載すること。】 有 ・ 無 【資格・学歴・経験】 ※公的資格については、資格証の写しを添付する。 普及指導員資格
金融機関における勤務経験を 15 年以上有する者	【勤務経験の有無、勤務先、年数を記載すること。】 有 ・ 無 勤務先 ●●銀行 (農業関連業務にうち10年従事) 年数 30年
農業者への農業経営に関するアドバイスを行った実 務経験	【実務経験の有無、内容を記載すること。】 有 ・ 無 内容 平成●年●月から平成●年●月まで▲▲銀行(●●支店) に在籍中、●●についての農業者への農業経営に関するアドバイスを行う業務に従事した。
巡回対象機関との連携実績を有する者	【経験の有無、内容を記載すること。】 有 ・ 無 内容 平成●年●月から平成●年●月まで▲▲吟子う(●●支 店)に在籍中、普及指導センターと連携して農業者を支援した。
公庫業務に精通していること。	【精通していると判断する根拠を記載すること。】 ▲▲銀行在籍時に公庫資金の融資審査等の業務を5年経験した。
年間 500 件以上を巡回できる工数を確保していること(月間稼働日数及び月間巡回件数については公庫支店と調整を行う。)。	【確保しているか否かを記載すること。】 可・ 否

(注) 書ききれない場合は、別紙とすることで差し支えない。また、公庫が必要に応じて、追加で資料の 提出を求めることがある。

提案書作成要領

本募集に参加を希望する者は、仕様書の項番3の内容を踏まえて、次の項番1から項番5に掲げる項目 及びその他に必要と考えられる項目を盛り込んだ提案書を提出するものとする(様式は任意)。項番6に ついては任意とする。

提案書の部数は、3部とする。

なお、<u>評価基準書(別紙7)に掲げる必須の項目及び適合証明書の根拠についての詳細な記載がない提</u> 案書は、要件を充足していないと判断することとする。

また、原則として提出された申請書類等の差し替え及び再提出は認めない。提案書の落丁、記載漏れ、誤記等により確認できない場合も「不合格」となるので、十分留意すること。

〔提案書構成内容〕

項番	項目	内容等
1	提案者	・提出年月日、提案者氏名(ふりがな付き)、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載する。
2	実施計画 (スケジュール)	・本件業務の実施にあたり、スケジュール(契約期間の各月における実施予定日数について記載したもの)を提示する。・年間500件以上を巡回できる工数を確保していること(月間稼働日数及び月間巡回件数については公庫支店と調整を行う。)。
3	農業分野に関 する資格・学 歴等	・農業分野に関する資格技能(普及指導員資格等)・学歴・職歴等を記載する。 ・公的資格については、資格証の写しを添付する(必要に応じて、面接審査の際 に、原本の確認を行うことがある。)。
4	農業者への助 言等にかかる 実務経験	・農業者への助言等に係る実務経験について、経歴を具体的に記載する。 【記載例】平成●年●月から平成●年●月まで▲▲銀行(●●支店)に在籍中、 ●●についての農業者への助言等を行う業務に従事した。
5	巡回対象機関との連携実績	・仕様書3 (2) の巡回対象機関との連携実績(職務経験を含む。)があれば、機関名及び連携実績等を記載する。 【記載例1】平成●年●月から平成●年●月まで▲▲銀行(●●支店)に在籍中、普及指導センターと連携して農業者を支援した。 【記載例2】平成●年●月から平成●年●月まで◆◆市役所(●●部●●課)に在籍していた。
6	ワーク・ライ フ・バランス 等の推進に関 する取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律又は次世代育成支援対策推 進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得してい る場合、認定を取得していることが分かる基準適合一般事業主認定通知書等を 添付すること。

評価基準書

1 評価項目及び配点表

1	評価項目及の配点	評価区分	評価基準	評価 (A)	ウエイト (B)	得点 (A)× (B)/5
1	書面審査		55			
	提案事項の妥当性	必須	・提案書作成要領(別紙6)に記載した[提案書構成内容]のすべての項目に、提案がなされているか。		4	
	実施計画 (スケジュール) の妥当 性、効率性	必須	・本件業務実施にあたり、期間内で目的に沿った実現が可能か。・本件業務を遂行する上で、十分な日数を確保しているか。		4	
	農業分野に関する 資格・学歴等	必須	次に挙げる本件業務を遂行するために有効な農業分野に関する資格・学歴等を有しているか。 ・普及指導員資格 ・本件業務を遂行するために有効な農業分野に関する公的資格・学歴・職歴等		4	
	農業者への助言等 にかかる実務経験		・本件業務を遂行するために有効な農業者への助言 等にかかる実務経験を有しているか。		28	
	巡回対象機関との 連携実績		・仕様書の項番3(2)の巡回対象機関との連携実 績(職務経験を含む。)を有しているか。		15	
2	面接審査				40	
	本件業務への理解度	必須	・地域農業相談員制度の目的及び業務内容について、十分に理解しているか。		5	
	基本的な素養	必須	・地域農業相談員として、基本的な素養を有しているか。		5	
	コミュニケーショ ン能力		・農業経営者等と円滑なコミュニケーションを図る ための能力を有しているか。		10	
	農業分野に関する 知見		・本件業務を遂行する上で必要となる農業分野に関 する知見を有しているか。		20	

3	3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組					
	ワーク・ライフ・バ ランス等の推進に 関する取組		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 又は次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の 雇用の促進等に関する法律に基づく認定を有して いるか(注)。		5	
合 計 100						

(注) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業等)

- プラチナえるぼし(*1)…5点
- ・えるぼし3段階目(*2)…4点
- ・えるぼし2段階目(*2)…3点
- ・えるぼし1段階目(*2)…2点
- · 行動計画 (*3) ···1点
- *1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第 24 号)による改正後の女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定
- *2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- *3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくる みん認定企業)

- プラチナくるみん(*4)…5点
- ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)(*5)…3点
- ・くるみん (平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) (*6) …3点
- トライくるみん(*7)…3点
- ・くるみん (平成29年3月31日までの基準) (*8) …2点
- *4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- *5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推 進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- *6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進 法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、*8 の認定を除く。)
- *7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく 認定
- *8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定 4点

☆複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(例:「えるぼし認定3段階目」の認定を受け、かつ「トライくるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点の高い4点分を加算する。)

2 評価項目及び配点

(1) 合計得点

本調達における合計得点の内訳は以下のとおりとする。

合計得点 = 書面審査(55点満点)+ 面接審査(40点満点)

+ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組(5点満点)

(2) 評価項目

評価項目については、前1「評価項目及び配点表」に明示された評価項目とする。

(3) 配点方法

イ 必須項目

必須項目として設定した評価項目について、要件を充足している場合は満点とする。 必須項目として設定した評価項目について、要件を充足していない場合、評価は0とな る。提案書にて必須項目に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その提案者 は不合格となる。

口 必須項目以外

各評価項目について、他の提案書との相対評価によりそれぞれ以下の採点基準により得点を与え、その合計を合計得点とする。

【採点基準】

5:かなり優れている

4:優れている

3:一般的

2:劣っている

1:かなり劣っている

0:評価不能

- (注1) 最も優れていると判断されるものを「5」とする。
- (注2) 次に優れているものが必ずしも「4」とはならない。(「3」、「2」又は「1」となる場合もあり得る。)
- (注3) 複数者を同じ評価とする場合もあり得る。
- (注4) 上記に関わらず、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組」については、「別紙評価項目及び配点表」のとおりの加点とする。また、各認定を取得していることが分かる基準適合一般事業主認定通知書等(外国法人にあっては、内閣府から発行された「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」(平成28年9月26日 内閣府男女共同参画局長決定)第6条の確認通知書の写し)を添付すること。

地域農業相談員業務仕様書

1 本件業務委託の目的

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部(以下「公庫」という。)においては、担い手農業者の育成・確保を旨とした農業経営基盤強化資金等の普及及び融資先の経営改善支援の強化を図ることを主な目的として、地域農業相談員を配置している。

本件は、農業者への農業経営に関するアドバイスについて、実務経験に裏付けされた農業分野への幅広い知見をもつ者に地域農業相談員業務(以下「本件業務」という。)を委託することを目的としている。

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、本公庫が受託者に対し、令和6年12月31日までに書面により別段の意思表示をしないときは、本契約は令和7年4月1日を起算日としてさらに1年間延長されるものとする。 なお、本契約が延長された場合、本仕様書に定める訪問件数及び委嘱地域については、本公庫と受託者の協議の上、令和7年4月1日までに定めるものとする。

3 本件業務の主な内容

- (1)公庫が指定する市町村の範囲(以下「委嘱地域」という。)に住所又は事業地がある当該地域の主要な農業者を巡回し、借入相談や借入後の経営相談を受け付ける。相談を受け付けたときは、公庫支店と連絡をとりつつ、簡単な農業経営に関するアドバイスを行い、必要に応じて各種資金計画の作成支援を行う。
- (2) 委嘱地域にある次の機関を巡回し、地域農業の変化や個別農業者の要望に関する情報を収集する。また、公庫の指示により、公庫又は次の機関が主催する会議や行事等に出席する。 [巡回対象機関]
 - イ 都道府県普及指導センター
 - 口 市町村役場
 - ハ 市町村農業経営改善支援センター
 - 二 農業協同組合
 - ホ 農業委員会
 - へ その他公庫の指示する機関
- (3)前(1)の農業者及び前(2)の巡回対象機関に対して、公庫が発行するパンフレット類、情報誌その他冊子の配布及び情報提供を行う。
- (4)前(1)から(3)の業務について、公庫が作成した巡回先リストに基づき契約期間内に 500件以上を巡回して実施する(月間稼働日数及び月間巡回先件数については公庫支店と調 整を行う。)。

4 委嘱地域

福岡県 全域

5 日時

公庫の営業日の午前8時50分から午後5時10分までの時間に行うこととする。ただし、特

に必要がある場合は、変更することがある。

6 報告書

- (1) 本件業務における報告書は次のとおりとする。
 - イ 本件業務に関し公庫が提出を指示した書面
 - ロ その他、本件業務の実施状況及び実施結果を整理した書面
- (2)前(1)に掲げる報告書は、前月実施分について、毎月10日までに提出し、公庫の検査に合格したときをもって本件業務の完了とする。
- (3)公庫が求めた場合には、前(1)に係る内容について、(2)の期限前であっても中間報告書を提出することとする。
- (4) 報告書の納入場所は、株式会社日本政策金融公庫福岡支店農林水産事業(住所等は公庫のHP【https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html】を参照のこと。)とする。

以 上

業務委託契約書(地域農業相談員 福岡県 全域)

株式会社日本政策金融公庫(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)とは、地域農業相談員業務(以下「本件業務」という。)について、次のとおり委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(総則)

- 第1条 甲は、本契約及び別紙1仕様書(以下「仕様書」という。)に定めると ころにより本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件業務を誠実に遂行するものとする。

(契約金額)

- 第2条 契約金額は、月額●●円 (消費税及び地方消費税を除く。)とする。
- 2 契約期間に1ヵ月未満の端数が生じた場合、当該月の契約金額は暦日数により日割計算するものとする。

(契約期間)

- 第3条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲が乙に対し、令和6年12月31日までに書面により別段の意思表示をしないときは、本契約は令和7年4月1日を起算日としてさらに1年間延長されるものとする。
- 2 前項ただし書きにより本契約が延長された場合、仕様書に定める訪問件数、 委嘱地域、月間稼働日数及び月間訪問件数については、甲乙協議の上、令和7 年4月1日までに定めるものとする。

(検査)

- 第4条 乙は、仕様書の項番6に定める方法により、甲へ報告書を提出する。
- 2 甲は、乙から前項の規定に基づく報告書の提出を受けた後、速やかに検査を 行うものとし、乙は、検査の合格をもって当該報告書に係る本件業務を完了し たものとする。
- 3 前項に規定する検査の結果、本件業務の遂行が本契約の内容に適合しない場合において、甲が当該本件業務のやり直しを指示したときは、乙はこれに従い、再検査を受けなければならない。この場合の費用は、乙の負担とする。
- 4 第2項の規定は、乙が再検査を受ける場合に準用する。この場合において、 第2項中「検査」とあるのは「再検査」と読み替えるものとする。

(契約金額の支払)

- 第5条 甲は、月ごとに契約金額を支払うものとし、乙は、第2条第1項に規定する契約金額並びに当該契約金額に係る消費税及び地方消費税の額を記載した請求書を、各月の本件業務の完了後、翌月10日までに、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項に定める請求書を受理した日の属する月の末日までに、乙が個人の場合にあっては請求に係る代金から法定の源泉徴収を行った上で、当該金額に前項の消費税及び地方消費税を加算した金額を乙の指定する口座に振り込む

方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(費用負担)

第6条 本件業務の遂行に係る出張・交通費並びに本件業務で使用するパーソナルコンピュータ等の機器及び文具等の消耗品に係る費用は、全て乙の負担とする。ただし、本件業務の遂行に当たり、乙に過度な負担が生じると甲が認めた場合には、甲の負担とすることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 甲の承諾を得た場合を除き、乙は、本契約によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に対し譲渡し、承継させ、又は担保の目的としてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(報告書の帰属)

第8条 本契約に基づき作成された報告書は、当該報告書が第4条第2項及び第 3項に定める検査に合格したとき、契約金額の対価として甲に帰属するものと する。

(委託業務の管理)

- 第9条 甲は、本件業務の遂行状況を把握するために必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 本件業務の進捗状況、遂行方法等に関する報告を求めること。
- (2) 甲の職員を本件業務の遂行場所に派遣し、本件業務の遂行に立ち会わせる 等の監査を行わせること。

(機密情報の保持)

- 第10条 乙及び乙の従事者は、本契約の履行に当たって、甲から提供され、又は知り得た顧客情報、本契約に係る情報、甲の役職員等に係る情報及び技術上、営業上その他業務上の情報(以下「機密情報」という。)について、甲が乙に公表することを承認した情報を除き、これを第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号に掲げる情報であることを乙が証明できるものは、機密情報としない。
 - (1) 既に公知となっている情報又は提供後に甲及び乙のいずれの責めにもよらず公知となった情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) 第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報を除く。)
 - (2) 乙が独自に開発した情報
 - (3) 乙が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報
- 2 乙は、自己の責めに帰すべき事由により機密情報が第三者に漏れ、甲若しくは甲の役職員等(以下「甲等」という。)又は第三者に損害を与えた場合には、甲等又は当該第三者の損害に対して賠償の責めを負うものとする。

(機密情報の管理)

- 第 11 条 乙は、甲から提供された機密情報を複製し、又は改変してはならない。 ただし、甲の承認を得た場合は、本契約の履行上必要な範囲内で複製し、又は改 変することができる。
- 2 乙は、甲から提供された機密情報について、善良な管理者の注意をもって管

理し、保管する義務を負うものとする。

- 3 乙は、甲から提供された機密情報を甲の承認なしに所定の場所から搬出して はならない。
- 4 乙は、甲から提供された機密情報を甲の承認なしに廃棄し、又は残置しては ならない。

(機密情報の使用制限)

第12条 乙は、機密情報について、本契約の履行のためにのみ使用し、他の目的 のために用いてはならない。

(安全確保・保管場所)

第13条 乙は、施錠が可能であり、所定の担当者以外の者によるアクセスが不能 な区域に機密情報を保管する。

(再委託等)

- 第14条 乙は、甲から受託した本件業務の再委託(子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)に対する再委託を含み、再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書により甲が承認した場合は、乙は、再委託先(再委託先が子会社である場合を含み、再々委託先以降の委託先を含む。以下同じ。)の事業者及び従事者に本契約の義務を遵守させるため、再委託に係る契約において、本契約の義務と同様の義務を負わせる等必要な措置を講じるとともに、再委託先の事業者及び従事者の行為につき、甲に対し自ら業務を遂行した場合と同様の責めを負うものとする。

(機密情報の提供及び返還)

- 第 15 条 乙から甲に対し、本契約の履行のために必要な機密情報の提供の要請が あった場合であって、甲が必要と認めたときは、甲は、乙に対し無償でこれらの 提供を行うものとする。
- 2 乙は、甲から提供を受けた機密情報が本契約の履行上不要となった場合、本 契約が終了した場合又は甲の指示があった場合は、遅滞なくこれらを甲に返還 し、又は甲の指示に従った処置を行い、甲に対して完了報告を書面により行うも のとする。

(機密情報に係る従事者の監督及び教育)

- 第16条 乙は、乙の従事者に対し、機密情報に係る安全管理が図られるよう、必要かつ適正に監督を行わなければならない。
- 2 乙は、乙の従事者に対して本契約に定める事項を十分に説明し、機密情報保持についての教育を徹底し、これを担保するために乙の従事者との間で機密保持契約の締結等必要な措置を講じることとする。

(機密情報に係る調査・報告)

- 第17条 乙は、甲に対し、機密情報の取扱状況について、甲が指示する頻度で 定期的に報告するものとする。
- 2 前項のほか、甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、機密情報の取扱 状況について報告を求め、又は調査することができる。
- 3 乙は、機密情報に関する事故や犯罪が発生した場合又は発生するおそれがあ

ることを知った場合には、甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(顧客サポート等管理体制)

- 第 18 条 本契約の履行に当たって、乙が甲の顧客情報を取り扱う場合又は甲の顧客に対応する場合、甲の顧客から乙に対し、相談、苦情及び要望があったときは、甲へ速やかに報告するものとする。
- 2 顧客サポート等管理体制は、別紙2のとおりとする。

(適用)

- 第19条 第10条から前条までに定める条項は、本契約の締結以前に甲から乙に 提供された機密情報に対しても適用されるものとする。
- 2 第 11 条第 1 項ただし書により複製し、又は改変した機密情報についても本 契約の内容を適用するものとする。

(契約の解除)

- 第20条 甲は、次の第1号から第8号までのいずれかの事由に該当する場合は 乙に何ら催告することなく、次の第9号又は第10号の事由に該当する場合に は相当の期間を定めて乙に事前の催告をすることにより、本契約を解除するこ とができる。これにより、乙が損害を被ることがあっても、甲は乙に対して何 ら賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 乙が本契約に係る企画競争条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 乙が本契約を履行せず(本契約締結の前後にかかわらず履行が不能である場合を含む。)、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
 - (3) 本契約の履行について、乙又は乙の従事者が、甲に対し不正の行為をなしたと甲が認めたとき。
 - (4) 乙に重大な過失又は背信行為があったと甲が認めたとき。
 - (5) 乙に仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手 続開始又は特別清算開始の申立があったとき。
 - (6) 乙が手形交換所(手形法(昭和7年法律第20号)第83条及び小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定により法務大臣が指定し設置するものをいう。)の取引停止処分を受けたとき。
 - (7) 乙が公租公課の滞納による処分を受けたとき。
 - (8) 乙が監督官庁から行政処分を受け、当該処分により本件業務の遂行に支障があると甲が認めたとき。
 - (9) 乙が何らかの理由により本契約の履行が困難となり、又はそのおそれがあることを甲が示したとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、又は違反するおそれが あると甲が認めたとき。
- 2 乙は、前項各号の事由が生じたことにより、甲等に損害を与えた場合には、 甲等の損害に対して賠償の責めを負うものとする。
- 3 甲は、乙と協議の上、本契約の履行割合に応じた契約金額相当額を支払って 本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙は、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 651 条第 1 項に基づく解除をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経

過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難され るべき関係を有すること
- 2 乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、何ら通知を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除したことにより乙に損害が生じても、甲は、乙に対し何ら責めを負わないものとする。
- 5 乙は、第3項の規定により甲が本契約の全部又は一部を解除した場合、甲等 が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。

(表明保証)

第22条 乙は、本契約に関し、次条第1項各号に掲げる談合その他の不正行為 を行っていないことを表明し、保証する。

(談合その他の不正行為に係る違約金)

- 第23条 乙(共同企業体にあっては、その構成員を含む。)が、前条に反して、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(第2条第1項に定める契約金額の契約期間全体の総額(支払予定金額を含む。)とし、本契約締結後、契約金額の変更があった場合には変更後の契約金額を基準とする。消費税及び地方消費税を除く。以下この条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、 又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違 反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1 項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく

課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3)納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第 1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に企画競争(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4)公正取引委員会が、本契約に関し、乙等に対して独占禁止法第7条の4第 7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を 行ったとき。
- (5) 本契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当すると きは、同項に規定する違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を 違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- (1)前項第1号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の 3第1項から第3項までのいずれかの規定の適用があるとき。
- (2)前項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙(乙が法人の場合に あっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが 明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、 当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る違約金に対する遅延利息)

第24条 乙が前条第1項又は第2項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該違約金に対し年5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第25条 甲は、本契約に関し、乙が第23条第1項各号のいずれかに該当すると きは、本契約の全部又は一部を解除することができる。 (損害賠償)

第26条 乙は、本契約の履行を怠り、又は本契約の履行が不能であることにより、甲等に損害を与えた場合には、甲等が受けた損害に対して、甲等の請求に従い、賠償の責めを負うものとする。ただし、乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではない。

(契約の公表)

第27条 乙は、本契約(本契約について取り交わす変更契約、覚書、合意書その他これらに準じる書面又は電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)の名称、契約日、契約金額並びに乙の名称及び住所その他の本契約の内容のうち甲が必要と判断した内容が公表されることに同意するものとする。

(協議)

- 第 28 条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた事項については、当事者間で協議の上、誠意をもって円満な解決を図るものとする。 2 本契約に定められている「書面」は、法令等に特段の定めがある場合を除き、当事者間の協議により、「電磁的記録」と読み替えることができるものとする。
 - (合意管轄)
- 第29条 本契約に関連し、当事者間に訴訟の必要が生じた場合は、福岡地方裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準 拠 法)

第30条 本契約は日本法を準拠法とし、これに従い解釈する。

(残存条項)

第31条 第7条、第10条から第13条まで、第14条第2項、第15条、第16条、第17条 第2項及び第3項、第19条、第22条から第24条まで並びに第26条から前条までの 規定は、本契約の終了後も引き続きその効力を有するものとする。

本契約締結の証として、本書2通又は本電磁的記録を作成し、甲及び乙が記名 押印又は電子署名の上、各自、本書1通又は本電磁的記録を保有する。

令和●年●月●日

甲 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号 株式会社日本政策金融公庫 福岡支店 支店長 ● ● ● ●

仕 様 書

1 本件業務委託の目的

甲の農林水産事業本部においては、担い手農業者の育成・確保を旨とした農業経営基盤強化資金等の普及及び融資先の経営改善支援の強化を図ることを主な目的として、地域農業相談員を配置している。

本件は、農業者への農業経営に関するアドバイスについて、実務経験に裏付けされた農業分野への幅広い知見をもつ者に地域農業相談員業務を委託することを目的としている。

2 契約期間

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、甲が乙に対し、令和6年12月31日までに書面により別段の意思表示をしないときは、本契約は令和7年4月1日を起算日としてさらに1年間延長されるものとする。

(2) 前号ただし書により本契約が延長された場合、本仕様書に定める訪問件数、委嘱地域、月間稼働日数及び月間訪問件数については、甲乙協議の上、令和7年4月1日までに定めるものとする。

3 本件業務の主な内容

- (1) 甲が指定する市町村の範囲(以下「委嘱地域」という。)に住所又は事業地がある当該地域の主要な農業者を巡回し、借入相談や借入後の経営相談を受け付ける。相談を受け付けたときは、甲の支店と連絡をとりつつ、簡単な農業経営に関するアドバイスを行い、必要に応じて各種資金計画の作成支援を行う。
- (2) 委嘱地域にある次の機関を巡回し、地域農業の変化や個別農業者の要望に関する情報を収集する。また、甲の指示により、甲又は次の機関が主催する会議や行事等に出席する。

〔巡回対象機関〕

- イ 都道府県普及指導センター
- 口 市町村役場
- ハ 市町村農業経営改善支援センター
- 二 農業協同組合
- ホ 農業委員会
- へ その他甲の指示する機関
- (3)前(1)の農業者及び前(2)の巡回対象機関に対して、甲が発行するパンフレット類、情報誌その他冊子を配布及び情報提供を行う。
- (4)前(1)から前(3)までの業務について、甲が作成した巡回先リストに基づき契約期間内に500件以上を巡回して実施する(月間稼働日数及び月間巡回件数については公庫支店と調整を行う。)。

4 委嘱地域

福岡県 全域

5 日時

甲の営業日の午前8時50分から午後5時10分までの時間に行うこととする。ただし、特に必要がある場合は、変更することがある。

6 報告書

- (1) 本件業務における報告書は次のとおりとする。
 - イ 本件業務に関し甲が提出を指示した書面
 - ロ その他、本件業務の実施状況及び実施結果を整理した書面
- (2)前(1)に掲げる報告書は、前月実施分について、毎月10日までに提出し、甲の検査に合格したときをもって本件業務の完了とする。
- (3) 甲が求めた場合には、前(1) に係る内容について、前(2) の期限前であっても中間報告書を提出することとする。
- (4)報告書の納入場所は、株式会社日本政策金融公庫福岡支店農林水産事業(住所等は甲のHP【https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html】を参照のこと。)とする。

以 上

顧客サポート等管理体制図

調査項目	内容
甲の顧客情報を取り扱う業務又は甲	
の顧客に対応する 業務(注)	該当する・該当しない
相談、苦情及び要 望に係る対応管理 責任者	
英压伯	
体制図	

⁽注) いずれの業務にも該当しない場合は、内容欄の「該当しない」に丸印をつけ、他の調査項目は 記載不要。